

○薦生区

【本資料の作成にあたって（おことわり）】

本資料は、各地区で開催した説明会で皆様からいただいたご意見・ご質問と、それに対する市の回答をとりまとめたものです。

公表にあたりましては、説明会当日の市の回答の中で「説明が不十分であった点」や「分かりにくかった点」について反省を踏まえ、皆様により正確に、分かりやすく市の見解や事実関係をお伝えできるよう、改めて内容を整理し、加筆・修正を行っております。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

1) 場所について（計3件）

Q1：薦原地域は名張の玄関口であり、半世紀以上し尿処理場として負担をかけたのになぜ次もごみ処理なのか？小学校や民家が近いが、少し離れた場所に建設する考えはなかったのか？（3件）

A1：薦原地域の皆様が半世紀以上にわたり、し尿処理施設を受け入れてこられた多大なるご負担とご労苦に深く感謝いたします。その歴史的背景を重く受け止めつつ、施設跡地を候補地としたのは、新たな用地取得に時間を要さない公有地であり、ごみ処理施設の早期着手や有効な跡地活用、十分な敷地面積による多面的な価値創出が可能であるためです。

市内全域からの候補地募集は、操業期限（令和16年3月）が迫る中で時間的に非常に困難であり、市庁舎敷地等も面積不足や法令制約により建設できません。広域化検討委員会の答申等を踏まえ、同跡地を建設候補地の1つとして選定しましたが、地域のご理解とご同意が不可欠であると考えております。

2) 施設について（計4件）

Q2：伊賀市は公設民営方式だが、名張市が「公民連携方式」を推すメリットは何か？経費はどれくらい違うのか？（2件）

A2：名張市が公民連携方式は、施設の建設費と維持経費が不要となり、ごみ量に応じた委託料の負担となります。

公設民営方式は、基本構想より20年間で約385億円（名張市分約165億円）の負担が必要です。一方、公民連携方式は、名張市分で約87億円に抑えられる試算です。また人口減少下で過大な施設を維持し続ける負担も避けられ、焼却ごみを減らせば減らした分だけ費用を抑えられます。こうした財政的な持続可能性と効率的な処理を両立できるため、本方式を推しております。

Q3：施設を建設する土地は賃貸か？建設費は事業者が出すのか？また、優良企業を選定してほしい。（2件）

A3：施設を建設する敷地につきましては、市が敷地の提供（賃貸借契約）を行います。ただし、その賃貸借契約の条件は「地域同意」となります。

また、初期の施設建設費については、市からの出資はなく、全額民間資金で行われます。事業者の選定にあたっては、価格だけでなく安全性や環境への配慮、地域貢献度などを総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」を採用します。特定の企業に有利にならないよう、十分な実績と技術力を持つ複数の優良企業が参加できる公平で透明性の高い基準を設定してまいります。

3) 焼却するごみについて（計4件）

Q4：処理量200トンの内訳に、伊賀市や南山城村のごみは入るのか？産廃は事業者が集めてくるのか？（1件）

A4：伊賀市、南山城村が希望される場合、伊賀市、南山城村の一般廃棄物も含むことを想定しています。また、産業廃棄物につきましては、事業者により専門的な法規制に従って収集を行います。

Q 5 : 民間運営だと市が関与せず、将来危険な産廃が持ち込まれないか不安だ。また、食物残渣など臭いの強いものは除外してもらえるか？（3 件）

A 5 : 民間運営であっても、市が S P C に出資して経営情報を把握し、モニタリング会議で厳しく監視します。また、実施協定等で受け入れ可能な産業廃棄物の種類を厳格に定め、危険な産業廃棄物の持ち込みは一切認めません。

また、食物残渣などの臭いの強いものを受入れ対象とするかにつきましては、市と地域が協議して承認したものを受け入れます。

受入基準や環境基準に違反した場合は、市として厳しいペナルティや改善命令を下す仕組みを構築し、地域の皆様の安全・安心な生活環境を徹底して守り抜いてまいります。

4) 環境対策について（計 2 件）

Q 6 : 温水プール等への活用が検討されているが、水の処理は安全か？過去に工業団地で危険な水が流出した事例もあり不安だ。（1 件）

A 6 : 施設への処理水（雨水、生活排水は除く）は無放流（クローズドタイプ）とし、水環境に配慮。雨水は調整池に貯め、その後周辺の水路や河川が溢れないよう、水量を調整しながら安全に放流します。生活排水は、国の基準を満たすきれいな水に処理した上で放流することで適正に処理します。

Q 7 : トラックが走ることで搬入経路の道路が傷むと予想される。修繕についても計画に入れてほしい。（1 件）

A 7 : 大型トラック等の運行による道路への影響や傷みにつきましては、地域の皆様のご懸念として大変重要であると認識しております。

本事業の実施にあたり、想定される搬入車両の運行ルートや通行台数については事前にしっかりと精査し、道路の安全性や劣化への影響についても把握に努めます。その上で、事業開始後においても道路の状況を定期的に点検し、万が一、事業車両の通行に起因する著しい破損や傷みが生じた場合には、地域の皆様の生活環境や安全性に支障が生じないように、責任を持って対応してまいります。

5) 地域との関わりについて（計 5 件）

Q 8 : まずは周辺にある農地の所有者の承諾を得る必要があるのではないか？（1 件）

A 8 : 周辺の農地や土地の権利者の皆様への配慮、および事前の丁寧な合意形成につきましては、事業を進める上で最も重要な基盤であると重く受け止めております。現在は、本事業の構想案を地域の皆様へ説明し、まず事業者を選定することに対して、承認いただけるよう進めています。

本事業の推進にあたり、敷地の提供に関する条件は「地域同意」とであると明確に位置づけており、周辺的环境に影響を及ぼさないよう万全を期すとともに、皆様のお声に真摯に耳を傾けながら、誠心誠意ご説明とご相談を重ねてまいります。

Q 9 : 人口や環境を考えると温水施設等は難しいと思う。介護施設等があればと思うが、現実的に薦原地域には何が残る（還元される）のか？（1 件）

A 9 : 本事業は廃棄物処理施設をコアとしつつ、その波及効果を活用して地域の活性化に繋げる「地域振興拠点整備事業」を構想しております。どのような振興策や施設が地域にとって真に有益となるのかについては、現段階で固定するものではなく、今後事業者との交渉や、地域の皆様との協議を通じて、皆様のお声に真摯に耳を傾けながら具体的な内容を形づくってまいります。

6) その他(計1件)

Q 1 0 : 伊賀市と事業方式の考え方に相違があるが、広域化の進捗状況と今後の見通しについて教えてほしい。
(1件)

A 1 0 : 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村によるごみ処理施設の広域化検討協議会につきましては、現在も協議を継続しております。

本市で進めている構想は、名張市単独で進めるものですが、これが実現できれば、その施設を広域で処理するための施設の1つとして位置付けられることになります。可燃ごみについては、名張市側で負担する提案ではありますが、広域化の協議の結果によっては、他市村は別の施設で処理することも想定されます。その場合でも、名張市の可燃ごみは本構想の施設で処理し、ごみ減量・資源化は広域化の中で、進めていきます。